## 沖縄県知事 翁長雄志 殿

白保リゾートホテル問題連絡協議会会長 新里昌央 渉外担当 柳田裕行 石垣市白保118 090-3139-6088

# 石垣市白保における開発許可申請に係る追加要請の補足 当協議会による平成30年1月26日付要請について

表題の要請(以下、26 日付要請という)に追加の指摘を提出しますので、併せてご検討いただきますよう、よろしくお願いします。

#### 1. 法第32条に定める公共施設の管理者について

都市計画法に言う「公共施設」については、法第4条第14項において、「公園」を含むことが定められています。26日付要請において指摘した通り、当該開発区域の東側に近接する海域は、自然公園法に定める西表石垣国立公園の海域公園地区であり、開発行為によって汚水排水の影響を受ける関係にある場所に立地しています。また、県は「沖縄の自然公園」としてHPで同公園について説明しています。いうまでもなくこの公園の管理者は環境省(国)ですので、開発許可申請にあたっては、法第32条に定める公共施設の管理者の同意として、環境省(国)の同意が必要です。

### 2. 海域公園について

海域公園は、その地種区分の考え方として、熱帯魚、サンゴ、海藻などの生物や、海底地形が特にすぐれている地区(海域内に指定)であって、環境省は西表石垣国立公園指定書の1指定理由のなかで、「本公園について、「原生的な亜熱帯林とサンゴ礁の海」をテーマとして、亜熱帯照葉樹林の生態系やマングローブ生態系、サンゴ礁生態系などの山・川・海のつながりが体感できる国立公園として、これら風致景観の保全と適切な利用を推進するものである。」としている。まさに海域公園のサンゴ礁生態系が、陸域とのつながりのもとに成り立っていることを前提として、海中景観を保全の推進が指定理由となっています。したがって、海中景観の保全に影響のある汚水の地下浸透処理を行う開発行為は、海域公園の管理に非常に関係があるといえます。

#### 3. 公共施設の管理者との協議について

法第32条第2項は公共施設の管理者と協議を行うことを規定している。その点、事業者が地下浸透させる汚水の影響について、管理者である環境省と協議した議事録は添付されていません。石垣市に提出された「開発行為基本計画審査申請に関する関連各課の意見一覧」(添付資料参照)において、事業者は水産課から示された「その他意見」で環境省サンゴモニタリングセンターと調整を要請されています。この点、意見に対する回答として平成28年5月20日に面談し、「その他、開発に関する調整事項は特に必要ない。」という回答を得たと記載されています。しかし、環境省に確認したところ、面談した事実はあるものの、アポイントもなく来所し、開発区域が国立公園の区域内ではないことの確認を行ったことと、「海域公園地区隣接地のため排水は流さないこと」という一文のみが記録に残

されているだけで、具体的な開発計画を示す文書等の提出はなく、地下浸透させる計画についても協議された記録は存在しない、ということでした(環境省自然保護官事務所 藤田氏)。また、環境省から「その他、開発に関する調整事項は特に必要ない。」という回答を得たと記載されていますが、計画の詳細がわからない段階では、通常そういう回答は行わないという見解を同氏からいただきました。記録が残されていない以上、計画に対しての説明資料も提出されておらず、正式な回答も行われてとしていないと考えざるを得ません。石垣市との事前協議が行われた時期を考慮すると、平成28年5月20日の段階で、汚水排水計画に関しての基本計画が作成されていたとはとても考えられないことも、そのことを裏付けています。

以上